

# 令和4年度 愛媛県公共事業評価委員会 議事要旨

日時：令和4年8月29日(月) 09:30～11:30  
会場：水産会館6階大会議室

- 1 開会
- 2 開会挨拶
- 3 委員の紹介
- 4 審議

## (1) 審議方法

事業採択後一定期間が経過している5事業の再評価と交付期間が終了した社会資本総合整備計画7件の事後評価について審議する。

再評価事業のうち特に詳細に審議が必要と思われる4事業を個別審議として選定し、残り1事業及び事後評価7計画については一括審議とする。

個別審議事業については、事前に各委員からの意見等により選定した以下の事業に決定

- 農村地域防災減災事業（地すべり対策事業）（福住平村地区）
- 農村集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備型）（宇和島地区）
- 道路改築事業((国) 197号夜昼道路)
- 都市計画街路事業((都)余戸北吉田線)

## (2) 個別審議

### 【委員長】

- ・本日の審議案件はいずれも重要な事業である。B/Cの数値だけでなく、その事業の進捗及び継続の意義をしっかりと説明してほしい。

### 事業番号2：農村地域防災減災事業（地すべり対策事業）（福住平村地区）

### 【農地整備課】

- ・上記事業について、資料により説明

### 【委員】

- ・本事業は人命や生活環境に係る事業であるが、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されているのか。
- ・2期事業が必要となったということは、今後も再度事業化することがあるのか。
- ・被害想定が15戸（全壊7戸、半壊8戸）となっているが、対象地域の世帯数・住民数はどの程度か。また、便益算定の期間（工事期間及び工事完了後50年）に人口の減少は見込まれないのか。

### 【農地整備課】

- ・本地区は地すべり等防止法に基づき農林水産大臣が指定した区域であり、根拠法令が異なるため、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域とは指定範囲が一致していない。

- ・ 1期事業と2期事業は違う箇所を対策している。今後も、新たな地すべりが発生して対策が必要となる可能性がある。
- ・ 地区全体で76戸、164名である。事業開始から10年間で1割ほど人口の減少が見られるが、地すべり被害はいつ発生するか予測できないため、費用便益を算定するうえでは最悪のケースを想定している。

**【副委員長】**

- ・ A2ブロックの排水路施工に伴う仮設道路の追加とあるが、もともとの計画では必要なかったのか。
- ・ 地すべりの沈静化が確認されたブロックについては、沈静化の原因を調査することが望ましい。

**【農地整備課】**

- ・ 当初は軽量なU型鋼製コルゲートで計画していたため、人力施工が可能と考えていたが、耐用年数が長いコンクリート水路に変更したことで、掘削機械等の進入路として仮設道路が必要となった。

**【委員長】**

- ・ 山の斜面の動き・原因を把握することは非常に難しいため、慎重な判断が必要。

**【委員】**

- ・ U型鋼製コルゲートからコンクリート水路に変更した理由とそれによる耐用年数等の変化を教えてください。
- ・ 今後の台風等で地すべりの範囲が変化する可能性があるため、慎重な判断が必要。

**【農地整備課】**

- ・ 周辺農地の形状が変化したことで現況水路の断面が大きくなり、U型鋼製コルゲートでは対応できなくなった。また、耐用年数について、当初計画のU型鋼製コルゲートは15年、コンクリート水路は40年となっている。工法変更により水路の施工費が高くなるものの、耐用年数が長くなるため、維持管理・修繕の費用も考えるとそれほどコストは変わらない。

**【委員長】**

- ・ それでは、本事業について、県の対応方針のとおり『事業継続』ということによろしいか。  
 <異議なし>  
 では、異議なしと認め、当委員会の意見として『事業継続』とする。

**事業番号3： 農村集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備型）（宇和島地区）**

**【農地整備課】**

- ・ 上記事業について、資料により説明

**【委員】**

- ・ 作物生産便益や品質向上便益について、実績値ではなく、マニュアルに基づく算定値ということであれば、費用便益費を見ても実際の効果がわからない。
- ・ 本地区の農作物の生産額はいくらか。
- ・ 担い手、後継者の問題は数十年前からあり、農作物の生産額に対して施設整備や担い手確保にかかる額が非常に大きくなるのではないかと不安に思う。

- ・担い手確保施策とも適切に連携することが重要。

**【農地整備課】**

- ・生産額は把握していない。
- ・今後の高齢化や人口減少により担い手が不足する中で農業を継続・継承するために、農道、水路等を総合的に整備しているところ。

**【委員長】**

- ・便益の中には農家個人に帰するよう見えるものがあるため、費用便益比に固執せず、事業継続の意義を論点に審議すべき。本事業については、農業の継続・継承のために事業継続する意義がある。

**【副委員長】**

- ・費用便益比の算定方法については、農林水産省の委員会でも議論になっているため、今後変更の可能性はある。

**【委員】**

- ・今回の事業地区には耕作放棄地も含まれるのか。
- ・本事業で整備する農道は個人が使用するものか。

**【農地整備課】**

- ・耕作放棄地は含んでいない。事業の実施によって耕作放棄地の抑制につながる。
- ・地域で使用する農道を整備している。

**【委員長】**

- ・事業の実施による耕作放棄地の抑制数等を把握できると効果が見えやすい。

**【委員】**

- ・本事業によって農家の身体的負担がどの程度減ったか等を担い手担当部局とも連携して調査するなどしてほしい。

**【委員長】**

- ・それでは、本事業について、県の対応方針のとおり『事業継続』ということによろしいか。  
<異議なし>  
では、異議なしと認め、当委員会の意見として『事業継続』とする。

**事業番号4：道路改築事業((国)197号夜昼道路)**

**【道路建設課】**

- ・上記事業について、資料により説明

**【委員】**

- ・早期の完成を期待する。
- ・物価上昇もあると思うが、当初計画からの事業費増加が大きいため、増額の原因を説明してもらいたい。

**【道路建設課】**

- ・物価上昇以外の主な増額要因は、八幡浜東インターチェンジ付近で発生した地すべりへの対策や、地盤が脆弱であったことによる追加の法面対策などの地質的なもの、トンネルや橋梁など

の構造物の詳細設計を行った結果、新たな制約や条件等により当初計画と比べて、構造や諸元が変更となったことによるものなどであり、当初に見込むことが困難であった。

**【委員】**

- ・今後も工事を進めるなかで、事業費が増える可能性はあるか。

**【道路建設課】**

- ・今後トンネル工事もあるが、精一杯コスト縮減に努めたい。

**【委員】**

- ・道路規格の見直しというコスト縮減による弊害はあるか。

**【道路建設課】**

- ・一般道路の自動車専用道路とすることによりコスト縮減が図れ、機能も十分確保できることから、弊害は特にない。

**【委員】**

- ・自動車道全体のB/Cは1を上回っているものの、夜昼道路単独のB/Cが1を下回ってもよしとするのは、何のためのB/Cとなる。便益が大きい事業であることは理解するが、費用が大きいためB/Cが低くなっている。材料を早期に確保することで費用の上昇を防ぐことができたのではないかと考えるため、どうすれば増額を防ぐことができるかを調べた方がよい。

**【委員長】**

- ・将来事業費が増えることも考慮してB/Cを計算すべきではないかということだと思う。

**【道路建設課】**

- ・増額をいかに防ぐかやコスト縮減などについて引き続き検討したい。

**【委員長】**

- ・それでは、本事業について、県の対応方針のとおり『事業継続』ということによろしいか。  
<異議なし>  
では、異議なしと認め、当委員会の意見として『事業継続』とする。

**事業番号5：都市計画街路事業((都)余戸北吉田線)**

**【都市整備課】**

- ・上記事業について、資料により説明

**【委員】**

- ・早期の完成を期待する。
- ・追加となった地下歩道について、事前調査によって通行人数を予測しているのか。また、高齢者の利用が予測されるが、車椅子の通行可能な形状となっているのか。

**【都市整備課】**

- ・松山外環状道路（空港線）による既存道路の市道の分断を解消するにあたり、ランプができる箇所については、平面で横断道を設置することが困難であり、横断歩道橋では外環状道路と干渉するため地下歩道で計画したもの。通行人数の調査はしていないが、迂回が長くなることから地元要望があり計画したもので、一般的な構造であり車椅子には対応していない。

【委員長】

- ・横断歩道橋や地下横断歩道については、設置しても道路を横断する歩行者が散見されるため、今後なるべく歩行者が平面を移動する計画の検討をお願いしたい。

【委員】

- ・地下歩道については、防犯面で注意する必要がある。

【都市整備課】

- ・検討したい。

【委員長】

- ・それでは、本事業について、県の対応方針のとおり『事業継続』ということによろしいか。  
<異議なし>  
では、異議なしと認め、当委員会の意見として『事業継続』とする。

(3) 一括審議

(再評価)

事業番号1：農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）（安井地区）

(事後評価)

社会資本整備総合交付金の整備計画

計画番号1：全国モデル「道の駅」等へのアクセス整備

防災・安全交付金の整備計画

計画番号2：津波や高潮につよい愛顔あふれる海岸づくり～波の脅威から命をまもる～重点計画  
（防災・安全）

計画番号3：東南海・南海地震及び風水害等に備えた安全で安心な道づくり（防災・安全）

計画番号4：通学路等の生活空間における安全・安心の確保（防災・安全）

計画番号5：道路施設の適確な老朽化対策の推進（防災・安全）

計画番号6：安全・安心な愛顔あふれる住まいづくりとまちづくり（防災・安全）（第Ⅱ期）

計画番号7：安全・安心な愛顔あふれる住まいづくりとまちづくり（防災・安全）（第Ⅱ期）（重点計画）

【委員長】

- ・それでは、残りの再評価1事業については『事業継続』、事後評価7計画については内容が『妥当である』という判断によろしいか。  
<異議なし>  
特に異議がないということで、当委員会の意見として再評価1事業は『事業継続』、事後評価7計画については内容が『妥当である』とする。

以上をもって、本日の審議をすべて終了する。